

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年5月30日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

八幡山三丁目西部地区地区計画策定支援等業務委託

(2) 目的

八幡山三丁目西部地区にある都営八幡山アパートについて、今後、大規模な建替え計画が予定されており、周辺地区に多大な影響を与えることから、地区の居住環境等に配慮した適切な誘導が求められる。

本件では、八幡山三丁目西部地区地区計画の策定に向けて、関係機関及び地区住民との協議を進めながら地区計画（構想）を作成するものである。

(3) 対象地域

八幡山三丁目、粕谷二丁目及び南烏山一丁目各地内（図-1 調査範囲 参照）

(4) 業務内容

4-1 地区現況の整理

4-2 地区課題の整理

4-3 地区計画（構想）の作成

4-4 一団地の住宅施設変更の検討

4-5 地区計画策定に伴う地元への広報配布及び意見交換会開催支援

(5) 履行期限

平成24年8月下旬（予定）から平成25年3月22日（金）まで

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(4) 予定技術者が平成19年度以降に、地区計画策定等に係る業務を行った実績を有すること

(5) 予定技術者が平成19年度以降に、住民参加型の会議を運営した実績を有すること

(6) 予定技術者が、世田谷区の土地利用現況調査の結果を活用する技術があること

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 企画提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目22番14号（烏山総合支所4階）
世田谷区 烏山総合支所街づくり課 街づくり担当 藤澤、株木
電話：03-3326-9618 FAX：03-3326-6159

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

- ① 期 間：平成24年5月30日（水）から6月19日（火）
* 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

- ① 期 限：平成24年6月19日（火）午後5時まで
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（Eメール及びファクシミリ可）
※参加表明書を提出する前に、要電話連絡（方法について確認）
※メールアドレス【SEA02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

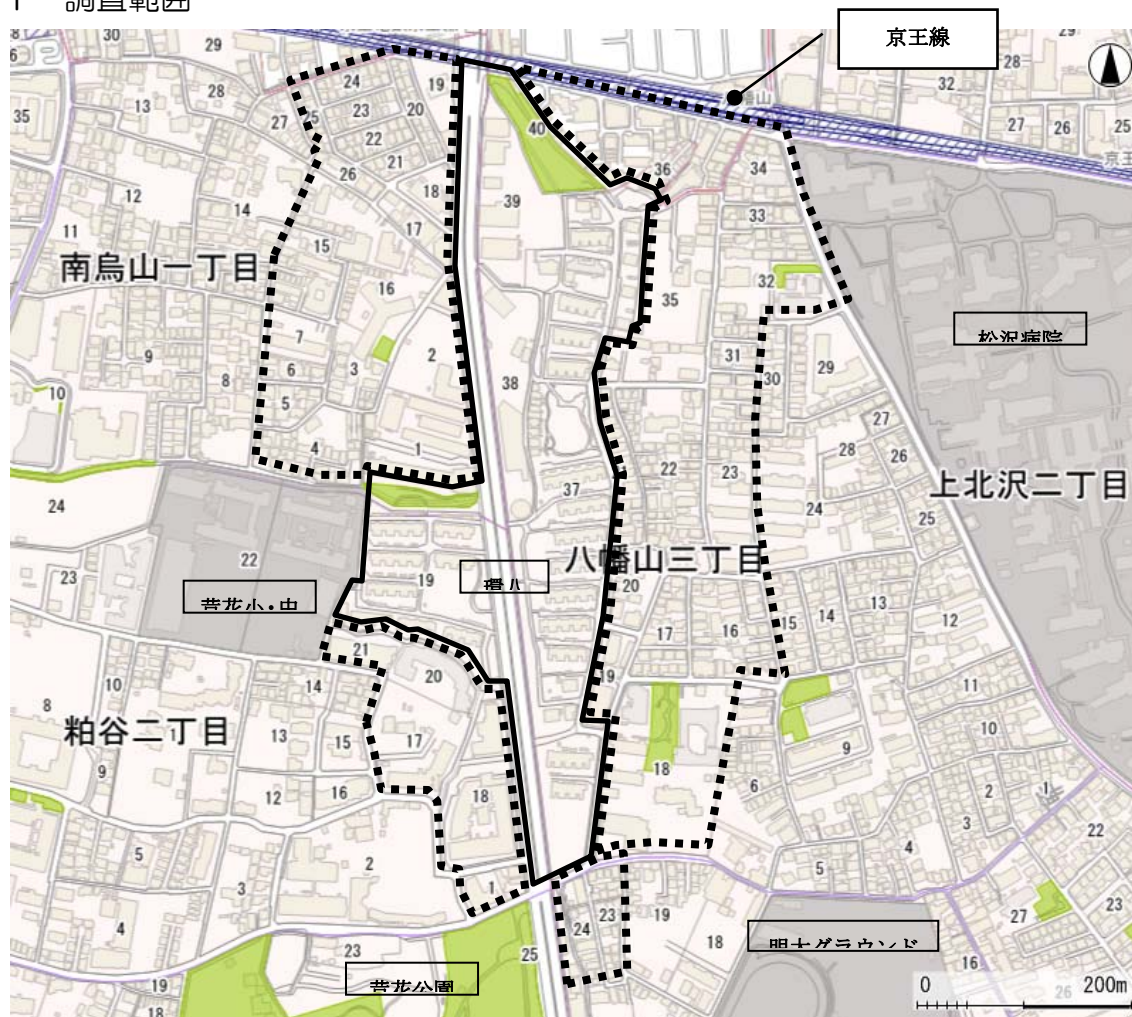
- ① 期 限：平成24年7月19日（木）から7月20日（金）午後5時まで
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（書留郵便に限る）※提出期限必着

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成【要】
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【5.（1）に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並び

に提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
（7）詳細は、5.（2）の説明書による。

図-1 調査範囲



□ 地区計画策定区域 [予定]：一団地の住宅施設「八幡山アパート」

⋯ 周辺調査範囲：八幡山三丁目、粕谷二丁目及び南烏山一丁目各地下